



大
義
自

地理寮職制並事務章程

414
A 482

493





地理
寮職制

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

頭一頁

寮中諸官負ノ首長ニシテ全國
一切土地ノ事務ヲ管理スルヲ掌
ル

寮中諸官負ノ處務ヲ指令シ各
分課ノ事ヲ幹理ス

寮中諸般ノ事務成規ト章程ト
ニ照シテ之ヲ踐行修整スルニ於テ

卿輔ニ對シ擔保ノ責任ヲ有ス
掌管ノ事務ニ於テ卿輔ニ對シ其
當否ヲ論辨スルヲ得ル

各分ノ下果ヲ廢立更正スルヲアレ

八卿

寮

視

額

減スルヲ得ル

權頭一負

頭アリ權頭ヲ置カス權頭アリ頭ヲ置カサル

[Faint handwritten notes in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

職掌責任頭ニ亞ク

助

寮中各分局又ハ各分課ノ事務ヲ

擔當スルヲ掌ル

各掌管ノ事務ヲ整理スルニ於テ

頭權頭ニ對シ其責任ヲ有ス

權助

職掌責任助ニ亞ク

以上之ヲ奏任官トナス

大屬

卿輔ニ對シ擔保ノ責任ヲ有ス
掌管ノ事務ニ於テ卿輔ニ對シ其
當否ヲ論辨スルヲ得ル
各分局分課ヲ廢立更正スルヲアレ
ハ卿輔ノ決判ヲ乞テ之ヲ處置ス
寮中諸官員ノ能否勤惰ヲ監
視シテ之ヲ進退黜陟シ又ハ定
額金内ニ越ヘサルニ於テハ之ヲ增
減スルヲ得ル

權頭一員

頭アル權頭ヲ置カス權頭アル頭ヲ置カサル

官員ノ人
中官員
大藏省
トニナリ
テモ判
シク然

職掌責任頭ニ亞ク
助

寮中各分局又ハ各分課ノ事務ヲ
擔當スルヲ掌ル
各掌管ノ事務ヲ整理スルニ於テ
頭權頭ニ對シ其責任ヲ有ス

權助

職掌責任助ニ亞ク

以上之ヲ奏任官トナス

大屬

信保ノ責任ヲ有ス
物ニ於テ卿輔ニ對シ其
所スルヲ得ル

廢立更正スルコトアレ
ク乞テ之ヲ處置ス

員ノ能否勤惰ヲ監
進退黜陟シ又ハ定
ムサルニ於テハ之ヲ增

權頭ヲ置カス權頭アルハ頭ヲ置カサルコト

亞ク

ハ各分課ノ事務ヲ
ル

務ヲ整理スルニ於テ
其責任ヲ有ス

ニ亞ク

ス

官員ノ人員ヲ限ルハ宜シク定額金ヲ定メ察
中官員ノ給俸及其他ノ入費ヲ賄ハシムヘシ
大藏省ノ体裁ハ判任ノ黜陟一々卿ニ伺ヒテ命スル
コトナリタレモ其實ハ頭ニテ之ヲ任スルナリ且正院ニ
テモ判任ノ選擇ハ之内史ニ任ス内務省モ亦宜
シク然ルヘシ

權大屬

中屬

權中屬

少屬

權少屬

頭權頭ノ指令ニ從テ寮中ノ事務

ヲ處スヘシ

以上之ヲ判任官トナス

地理寮事務章程

第一章 地理寮職務

第一條 地理寮ハ全國一切土地ノ事

ヲ掌管スル所ナリ

第二章 官員權限

第二條 頭權頭ハ寮中ノ事務ヲ總

判シ助權助ハ寮中分課ノ事務

ヲ擔當シ大屬以下各課ニ就テ其

事務ヲ處スヘシ尤頭アレハ權頭ヲ

置カス權頭アレハ頭ヲ置カサルヘシ

第三條 奏任官ノ進退派出及外國人
ヲ傭使スルハ卿輔ノ決判ヲ受ケ正
院ノ制可ヲ請フトス然レ氏判任官
ノ進退派出等ニ至テハ總テ頭權頭
ニ委任スルトス

第四條 寮中官負録官給表ハ月末
毎ニ清記シテ明瞭ナル計表ヲ作り
卿輔ニ進呈ス

第三章 事務ノ處分

第五條 凡事成規例格アル者ハ成規

例格ニ從テ之ヲ處分スルトス

第六條 其成規例格ナキ者ハ卿輔ノ決
判ヲ受ケテ之ヲ處分スルトス

第七條 凡ソ成規例格ナクシテ新ニ興サ、
ルヘカラサルカ又ハ成規例格アリトイハ
ル弊害アリテ廢棄改正セサルヘカラ
サル者ハ處務ノ便宜ヲ謀リテ法案ヲ
作り卿輔ノ決判ニ從テ之ヲ處分ス
第八條 然レ氏事ニ大小アリ成規ノ有無
ノミヲ以テ區畫スヘカラス故ニ分テ

左ノ三款トナス

第九條

左ノ十件ヲ上款トス上款ハ成規ノ有無ニ拘ラス卿輔ノ決判ヲ受テ太政官ノ制可ヲ請フ者トス

- 一 府縣ノ經界ヲ定ル事
- 一 國郡村市ノ制置ヲ定ル事
- 一 土地ノ名稱ヲ改ル事
- 一 新ニ土地山林等ノ規則ヲ定メ又ハ舊法ヲ變スル事
- 一 諸官省ノ官廳地ヲ選定スル

事

- 一 城郭廨舎ヲ廢興スル事
- 一 港灣ヲ開閉シ其規則ヲ定ル事

- 一 官道ヲ變換スル事
- 一 河瀆ヲ變換スル事

- 一 山岳河海原野池沼道路隄防總テ地所ノ大利害ニ拘ル事

第十條

左ノ七件ヲ中款トス中款ハ成規ノ有無ニ拘ラス卿輔ノ決判ヲ受テ

之ヲ處分スル者トス

一 官省ノ官用地ヲ付與スル事

一 百町以上ノ土地ヲ發賣スル事

一 一万本以上ノ樹木ヲ發賣スル事

一 村市ノ經界ヲ查定スル事

一 田畑山林原野沮澤湖沼港津

河海管轄ノ區畫ヲ檢定スル

事

一 公園ヲ定ル事

一 名所舊蹟ヲ存置スル事

第十一條

左ノ二十二件ヲ下款トス下款ハ成

規類例アレハ寮頭之ヲ決判ニ成規

類例ナケレハ卿輔ノ決判ヲ請フ者ト

ス

一 全國ノ土地ヲ調ル事

一 全國土地ノ増減ヲ調ヘ大藏省ニ

送附スル事

一 全國ノ地誌ヲ作ル事

一 社寺ノ境界ヲ定メ又ハ之ヲ興廢

轉移スル事

- 一 反別入ヲ處分スル事
- 一 反別引ヲ處分スル事
- 一 反別戻ヲ處分スル事
- 一 反別除ヲ處分スル事
- 一 畑田成ヲ處分スル事
- 一 畑屋敷成ヲ處分スル事
- 一 田畑成ヲ處分スル事
- 一 百町以下ノ土地ヲ發賣スル事
- 一 一万本以下ノ樹木ヲ發賣スル事
- 一 潰地荒地ヲ處分スル事

- 一 荒地ヲ起返ス事
- 一 秋下年季ヲ調へ新田反別ノ起返反別入ヲ督促スル事
- 一 潰地代米ヲ廢シ潰地ヲ反別引ニ取計フ事
- 一 大繩場及高場等ヲ檢シ水反別ニ組入ル事
- 一 支道ヲ作り又ハ之ヲ修理スル事
- 一 用惡水路ヲ作り又ハ之ヲ修理スル事

一 山岳河海原野池沼道路隄防
總テ地所ノ小利害ニ拘ル事

第四章 布告及推問照會指令督促

第十二條 凡ソ一般ノ布告ヲ要スル件ハ都

テ太政官ヨリ發令スルヲ則トスレバ

太政官布告ノ餘意ヲ說示シ又其

他ノ推問照會指令督促ノ如キハ

縱令各地方へ通シテ相達スルコトス

氏便宜本省ヨリ施行スルコトス

第十三條 故ニ上中款ノ說示指令ハ卿ノ生

名ヲ以テ之ヲ達シ下款ノ說示指令

ハ頭ノ姓名ヲ以テ之ヲ達スルコトス

第十四條

上中ノ布告ハ太政官ヨリ發令スルコトス
下中ノ布告ハ各省ヨリ發令スルコトス
故ニ上中款ノ說示指令ハ卿ノ生
名ヲ以テ之ヲ達シ下款ノ說示指令
ハ頭ノ姓名ヲ以テ之ヲ達スルコトス

第十五條

新ニ局ヲ置キ課ヲ設ケ又ハ之

ヲ廢スルカ如キハ總テ卿輔ノ決ヲ

取ルヘシ

第十六條 然レ氏局課中一時ノ便ヲ以テ

一 山岳河海原野池沼道路隄防
總テ地所ノ小利害ニ拘ル事

第四章 布告及推問照會指令督促

第十二條 凡ソ一般ノ布告ヲ要スル件ハ都

テ太政官ヨリ發令スルヲ則トスレ氏

太政官布告ノ餘意ヲ說示シ又其

他ノ推問照會指令督促ノ如キハ

縱令各地方へ通シテ相達スルコト

氏便宜本省ヨリ施行スルコトス

第十三條 故ニ上中款ノ說示指令ハ卿ノ生

名ヲ以テ之ヲ達シ下款ノ說示指令

ハ頭ノ姓名ヲ以テ之ヲ達スルコトス

第十四條 推問照會及督促ニ至ニハ縱令

上中款タリ氏頭ノ姓名ヲ以テ之ヲ達

スルコトヲ得ヘシ

第五章 局課ヲ設置シ裁シテ合ス

第十五條 新ニ局ヲ置キ課ヲ設ケ又ハ之

ヲ廢スルカ如キハ總テ卿輔ノ決ヲ

取ルヘシ

第十六條 然レ氏局課中一時ノ便ヲ以テ

大藏省
請フコト
決判セサル
改メハ則如

海原野池沼道路隄防
所ノ小利害ニ拘ル事

早 布告及推問照會指令督促

版ノ布告ヲ要スル件ハ都

リ致令スルヲ則トスレバ

告ノ餘意ヲ説示シ又其

照會指令督促ノ如キハ

方へ通シテ相達スルコト

有ヨリ施行スルコトス

中款ノ説示指令ハ卿ノ生

ヲ達シ下款ノ説示指令

ヲ以テ之ヲ達スルコトス

照會及督促ニ至ニハ縦令

氏頭ノ姓名ヲ以テ之ヲ達

内ヘシ

局課ヲ設置シ掛シテ合ス

局ヲ置キ課ヲ設ケ又之

カ如キハ總テ卿輔ノ決ヲ

此局課中一時ノ便ヲ以テ

藏書法寮頭ニテ決判シ指令ニ臨ミ卿輔ノ印ヲ
請フコトハ頗ル有名無實ニ屬シ且一朝誤失アレハ
決判セサル卿輔亦其罪ヲ受ケサルヲ得ス故ニ之ヲ
改メハ則如何

掛ヲ分ケ又ハ之ヲ合スルニ至テハ頭權頭ノ便宜處分ヲ許ス

第六章 寮中掌官事務

第十七條 凡ソ寮中掌管ノ事務ニ係ル件ハ各寮局共總ニ當寮照會シテ後執行スヘキトス

第七章 有稅地ノ變換増減

第十八條 凡ソ有稅地ノ變換増減ハ毎月末毎年末ニ之ヲ閲査直シテ詳明ナル計表ヲ作り卿輔ニ進呈ス

第十九

高ヲ合計シテ計
リ之ヲ出納寮ニ送付スヘシ

第二十條 山林繁殖資本金ヲ用ユル氏

ハ月末コトニ其支消高ヲ合計シテ計表ヲ作り之ヲ出納寮ニ送附ス

第二十一條 地所ヲ賣下ル氏之ヲ勸農資

掛ヲ分ケ又ハ之ヲ合スルニ至テハ頭權
頭ノ便宜處分ヲ許ス

第六章 寮中掌管事務

第十七條 凡ソ寮中掌管ノ事務ニ係
ル件ハ各寮局共總ニ當寮照
會シテ後執行スヘキトス

第七章 有稅地交換増減

第十八條 凡ソ有稅地ノ交換増減ハ每
月末毎年未ニ之ヲ閱査且テ詳
明ナル計表ヲ作り卿輔ニ進呈ス

第八章 樹木拂下

第十九條 樹木ヲ賣下ルルハ之ヲ山林繁
殖資本金ト為スヲ以テ月末コト
ニ其收入高ヲ合計シテ計表ヲ作
リ之ヲ出納寮ニ送付スヘシ

第二十條 山林繁殖資本金ヲ用ユルル
ハ月末コトニ其支消高ヲ合計シ
テ計表ヲ作り之ヲ出納寮ニ送附
ス

第二十一條 地所ヲ賣下ルルハ之ヲ勸農資

過日
納ル
資本金

入之ヲ合スルニ至テハ頭權
處分ヲ許ス

草 寮中掌管事務

寮中掌管ノ事務ニ係

寮局共總ニ當寮照

執行スヘキトス

章 有稅地ノ變換増減

有稅地ノ變換増減ハ每

月末ニ之ヲ閱査直ニ詳

衣ヲ作り卿輔ニ進呈ス

樹木拂下

ヲ賣下ルルハ之ヲ山林繁

並ト為スヲ以テ月末コト

高ヲ合計シテ計表ヲ作

納寮ニ送付スヘシ

繁殖資本金ヲ用ユルル

ニ其支消高ヲ合計シ

作り之ヲ出納寮ニ送附

ヲ賣下ルル之ヲ勸農資

過日脚改相成地所官林賣買共總之ヲ國債
納ルルトナレリ然レ在到底樹木賣下代山林
資本金ト為サレハ山林童元ヲ免レサルニ至

本金ト為スヲ以テ勸業寮ニ合評

スルトス勸業寮之ヲ此ノ第 條ノ于
續ヲ以テ出納寮ニ計表ヲ送附ス

第九章 寮中簿書記録

第二二條 寮中ノ簿書記録ハ順次之ヲ

編纂ス後考ニ便スルヲ要ス

第十章 考課狀

第二三條 凡ソ寮中ニ於テ處分スルト其切

細大ノ事務月年末未コトニ其考

課狀ヲ詳記シ本省ニ上達スヘシ

第十一章 定額金

第二四條 定額金ノ使用ハ頭權頭ニ委任

スト雖モ之ヲ増加シ或ハ小時ノ費

用アリテ別途ノ出方ヲ要スルニ至

テハ卿輔ノ決判ヲ乞フヘシ

第二五條 定額金ノ出入及有餘不足ハ月

末年末毎ニ之ヲ清閲シテ詳明ナ

ル計表ヲ作り卿輔ニ進呈ス

第十二章 章程増損

第二六條 此章程他日増損ヲ要スル

アラハ上裁ヲ經テ便宜加除更正

スルヲ得ヘシ

右地理寮職制及事務章程
上裁ヲ經テ決定スル處ナリ各員能ク
之ヲ守リ其程限ヲ誤ル勿レ

年號月日

内務卿

右職制及事務章程恪守遵奉其
職ヲ盡スヘシ若シ本寮事務擧ラ
ルコアレハ臣等謹テ其責ニ任スヘキナ

リ

年號月日

地理頭

大
義
首

大
義
首

地理寮處務條例

大
義
省

冊
第
一
卷

地理寮屬務條例

第一章

本寮職務

第一條

寮中ノ諸務權限ハ職制

ト章程トニ從ヒ奉行スヘシ

第二章

本寮職務區分

第二條

寮中諸務ハ職制ト章程ト

ニ從フトイヘ氏事務繁多ナルヲ以テ

更ニ分司擔保セシムルヲ左ノ如シ

諸務課

一 全國土地ノ事ヲ總管ス

一 府縣ヲ分合シ國郡村市ヲ加減ス
ルヲ掌ル

一 土地ノ名稱ヲ改ムルヲ掌ル

一 地所種類ノ名稱ヲ分判スル

一 村市ノ經界ヲ查定スルヲ掌ル

一 田畑山林原野沮澤沼港津河海

管轄ノ區畫ヲ檢定スルヲ掌

ル

一 諸省ノ官廳地官用地ヲ選定スル

ヲ掌ル

一 土地ヲ賣買スルヲ掌ル

一 城郭氏營廨舍邸宅ヲ興廢ス

ルヲ掌ル

一 山岳河海原野池沼等ノヲ掌ル

一 新田ヲ開墾シ荒地ヲ起返ヲ

掌ル

一 海面ヲ埋立ルヲ掌ル

一 開墾地及其他起返等ノ墾下

年季ヲ定ムルヲ掌ル

一 港灣開閉ノ事ヲ掌ル

一 府縣ヲ分合シ國郡村市ヲ加減スルヲ掌ル

一 土地ノ名稱ヲ改ムルヲ掌ル

一 地所種類ノ名稱ヲ分判スルヲ掌ル

一 村市ノ經界ヲ查定スルヲ掌ル

一 田畑山林原野沮澤沼港津河海管轄ノ區畫ヲ檢定スルヲ掌ル

一 諸省ノ官廳地官用地ヲ選定スルヲ掌ル

八地録

一 土地ヲ賣買スルヲ掌ル

一 城郭氏營解舍邸宅ヲ興廢スルヲ掌ル

一 山岳河海原野池沼等ノヲ掌ル

一 新田ヲ開墾シ荒地ヲ起返トヲ掌ル

一 海面ヲ埋立ルヲ掌ル

一 開墾地及其他起返等ノ墾下年季ヲ定ムルヲ掌ル

一 港灣開閉ノ事ヲ掌ル

六 卷 首

一 府縣ヲ分合シ國郡村市ヲ加減ス
ルヲ掌ル

一 土地ノ名稱ヲ改ムルヲ掌ル

一 地所ノ名稱ヲ分判スルヲ掌ル

一 村市ノ經界ヲ查定スルヲ掌ル

一 田畑山林原野沮澤沼港津河海
管轄ノ區畫ヲ檢定スルヲ掌
ル

一 諸省ノ官廳地官用地ヲ選定スル
ヲ掌ル

一 土地ヲ賣買スルヲ掌ル

一 城郭氏營廨舍邸宅ヲ興廢ス
ルヲ掌ル

一 山岳河海原野池沼等ノヲ掌ル

一 新田ヲ開發シ荒地ヲ起込
ヲ掌ル

一 海面ヲ埋立ルヲ掌ル

一 開墾地及其他起込等ノ
年季ヲ定ムルヲ掌ル

一 港灣開閉ノ事ヲ掌ル

八地ノ經界ヲ查定スルヲ掌ル

一 道路附替切開ノ事ヲ掌ル

一 用惡水路ヲ作り又ハ之ヲ修理スル

一 一ヲ掌ル

一 公園並名所舊跡ノ事ヲ掌ル

一 地形天災人作ニヨリテ变换スル_ニ一

一 一ヲ掌ル

一 社寺ノ上地及萃士族ノ邸地ヲ屬

分スル一ヲ掌ル

稅地掛

一 全國ニ地ノ租稅ニ關スル者ヲ總

管ス

一 及別入及別戻及別引及別除等

一 一ヲ掌ル

一 田畑成畑田成屋敷成等ノ事ヲ

掌ル

一 荒地ノ事ヲ掌ル

一 潰地ノ事ヲ掌ル

一 地形変遷ニシテ貢租ニ關スル者

アレハ月末年尾コトニ之ヲ詳檢シ

テ計表ヲ作り租稅寮ニ送達ス

ルヲ掌ル

一 各府縣稅地帳ヲ校正シ別ニ全

國稅地合計帳ヲ作ルヲ掌ル

稅地帳ハ必簡明ナル計表ヲ添ヘシ

一 歲首フトニ其歲及別入及別戻ト

ナスヘキ稅地ヲ點檢シ府縣ニ布達

シテ之ヲ起返サシムルヲ掌ル

山林掛

一 全國山林ニ關スルヲ總管ス

一 森林ヲ繁殖スルヲ掌ル

一 森林ノ芟伐ヲ處分スルヲ掌ル

一 不用ノ森林ヲ發賣スルヲ掌ル

一 官有ニ屬スル枯木根返ノ類ヲ發

賣スルヲ掌ル

一 並木ヲ保護スルヲ掌ル

計算掛

一 全寮諸事計算ニ關スルヲ

總管ス

一 稅地帳並表ヲ清算スルヲ掌ル

一 山林帳森林ノ箇數及別及發

賣ノ樹數金額ヲ清木且スルヲ掌ル

一 用度掛ノ諸簿ヲ清算スルヲ掌ル

一 諸務本課ノ面議計算ニ關スル者ヲ清算スルヲ掌ル

文書掛

一 公文ヲ繕寫スルヲ掌ル

一 公文ヲ收受スルヲ掌ル

一 官氣録ヲ製シ寮中官員ノ進

退黜等ヲ記注シ月末コトニ本省ニ進呈スルヲ掌ル

一 官員履歴表ヲ作り寮中官員ノ族屬居處及年齒其他ノ履歴ヲ記注スルヲ掌ル

一 印鑑帳ヲ作り官省寮司ノ印鑑及省中奏任以上寮中諸官員ノ印鑑ヲ聚帖スルヲ掌ル

一 寮中出勤表ヲ作り寮中判任官ヲシテ捺印セシメ日々第十一

時毎ニ之ヲ檢シ疾病及其他ノ
事故アリテ出勤セサル者アレハ之
ヲ記入シテ寮頭ノ閱覽ニ供シ
月末歳尾コトニ計表ヲ作り之ヲ
本省ニ進呈スルヲ掌ル

一 府縣官負ニ推問スヘキ一アレハ頭
權頭ノ命ヲ受ケ文書ヲ作テ之ヲ
呼徴スルヲ掌ル

一 寮中記録簿冊ヲ總轄シ一冊
ヲ成ス毎ニ之ニ捺印シ目錄ニ記

入シ月毎年尾コトニ之ヲ檢木直スル

ヲ掌ル 記録簿冊ノ出納假貸
ハ總テ本掛之ヲ掌ル

一 寮中ニテ處分セシ記録各兩部ヲ
謄寫シ一部ヲ本省ニ送進シ一部
ヲ寮庫ニ藏スルヲ掌ル

一 右記録中ニ就テ考課狀兩部ヲ
作り一部ヲ本省ニ送進シ一部ヲ寮
庫ニ藏スルヲ掌ル

用度掛

一 寮中ノ用度ヲ總管ス

一 定額金ヲ受取り又ハ之ヲ處分
シ又ハ精算帳ヲ作り本省ニ進送
スルヲ掌ル

一 官員ノ俸祿旅費ヲ精算シ銀
行ニ命シテ之ヲ付與セシムルヲ掌
ル

一 物品ヲ買上ケ銀行ニ命シテ之ヲ
賣主ニ付與セシムルヲ掌ル

一 寮中破損補理掃除其他一切
ノ雜事ヲ通知スルヲ掌ル

地誌課

一 仕丁給仕小使ヲ監使スルヲ掌ル

一 全國ノ地誌ヲ編成スルヲ掌ル

一 經緯ノ度数ヲ詳明スルヲ掌ル

一 山岳ノ高低大小位置脈絡ヲ詳
明スルヲ掌ル

一 河海ノ廣狹淺深源委曲折ヲ
詳明シシ港湾渡津島嶼暗礁
灯明臺浮標等ヲ詳明スルヲ
掌ル

- 一 府縣ノ經界國郡ノ區畫村市ノ布置官廳城郭ノ位置戸口ノ多寡ヲ詳明ニスルヲ掌ル
- 一 水陸道路及鉄軌電線等ヲ詳明ニスルヲ掌ル
- 一 火山温泉等ヲ詳明ニスルヲ掌ル
- 一 動植礦物ノ諸産ヲ詳明ニスルヲ掌ル
- 一 名所古蹟歴史ノ考証ニ備フヘキモノヲ詳明ニスルヲ掌ル

測量課

- 一 全國ノ土地ヲ測量スルヲ掌ル
- 一 全國ノ經緯度ヲ實測スルヲ掌ル
- 一 山岳河海ノ高低大小廣狹淺深ヲ實測スルヲ掌ル
- 一 道路ノ遠近城邑ノ狹濶ヲ實測スルヲ掌ル
- 一 臨時各所ニ出張シ諸般ノ土地ヲ實測スルヲ掌ル

圖畫掛

一 寮中需用ノ圖畫ヲ寫スルヲ掌ル

第三章 官省布達

第三條

官省布達本省ヨリ送付アラハ文書掛之ヲ受取り月日辨數ヲ記シ寮頭以下各負ニ回覽シテ其印章ヲ取り官省布達録ニ綴着スヘシ

第四條

官省布達録ハ分テ 冊ト

ナシ一官省コトニ 冊トナシ常ニ匣中ニ收藏ス尤巻首コトニ目次ヲ詳記スヘシ

第五條

布達中他日ノ規則トナスヘキ者ハ主任規則ノ二字ヲ捺印スヘシ文書掛別ニ之ヲ鈔録シ部類ニ從テ之ヲ規則類聚ニ綴着スヘシ

第四章 官省往復

第六條

官省來柬ハ文書掛之ヲ受取り月日番號ヲ記シ主任ニ回送ス

第七條

主任之ヲ受取り成規例格アル者ハ成規例格ニ從テ復書案ヲ作リ之ヲ寮頭ニ呈シ成規例格ナキ者ハ寮頭ノ指令ヲ請テ復書ヲ作リ之ヲ寮頭ニ致ス

第八條

寮頭之ヲ閱シ上中款ニ屬スルハ之ヲ卿輔ニ呈シテ其決ヲ請ヒ下款ニ屬スレハ之ヲ決判シ文書掛ヲシテ之ヲ復送セシム尤異議ナキ者ハ檢印ヲ捺シ異議アル者ハ批令ス

ルヲ恒例トス

第九條

官省往來ハ寮頭主任ヲシテ往來案ヲ作ラシテ第八條ノ手續ヲ以テ之ヲ寄送セシム

第十條

往復書柬施行ノ上ハ文書掛之ヲ官省往復録中ニ綴着スヘシ

第十一條

往復録ハ第四條ノ体ニ從テ之ヲ編成ス

第十二條

往復柬中他日ノ考據トナ

スヘキ者ハ主任考摠ノ二字ヲ捺印
スヘシ文書掛別ニ之ヲ鈔録シ考摠
類聚ニ綴着スヘシ

第五章

府縣申牒

第十三條

府縣ノ申牒ハ文書掛之ヲ請取

リ月日號數ヲ記シ主任ニ送達ス

第十四條

主任之ヲ受ケ其指令ヲ要セサ

ル者ハ供回覽ノ三字ヲ記シ之ヲ寮

頭ニ致シ

第十五條

主任之ヲ受ケ其指令ヲ要スル

者ハ第七條ノ午、續ヲ以指令案ヲ
作り之ヲ寮頭ニ致シ寮頭之ヲ閱シ
第八條ノ手續ヲ以テ之ヲ指令セシ

第十六條

主任之ヲ受ケ其正院ノ許可ヲ

請ハサルヘカラサル者ハ第七條ノ午

續ヲ以テ指令案ヲ作り添ルニ正

院へ同案ヲ以テ之ヲ寮頭ニ致ス

寮頭之ヲ卿輔ニ呈シ其決ヲ請ヒ文

書掛ヲシテ之ヲ正院ニ出カシム

正院
同

此出ルノ文書ハ總テ正副ニ通テ出ス
ヲ例トナス尤繪圖ハ副通テ出サス

第十七條 主任之ヲ請ケ事他寮ニ關シ
他寮ニ面議セサルハカフサル者ハ第
七條ノ手續ヲ以テ指令案ヲ作り
加ルニ他寮名ヲ以テシ之ヲ寮頭ニ
致ス寮頭之ヲ閱シ他寮ニ面送セ
シシ他寮異議ナキ者ハ直ニ之ヲ指
令セシム他寮異議アル者ハ主任
更ニ之ヲ寮頭ニ致ス寮頭之ヲ審
閱シテ更ニ面議セシメ議論一定ノ

上之ヲ指令セシム尤事上款ニ關スル
者ハ總テ卿輔ノ決ヲ取ルトトス

第十八條 正院ノ制可或ハ卿輔ノ決判既
ニ濟マハ文書掛之頭助ニ示シ指令
ヲ淨書シテ之ヲ施行スヘシ

第十九條 正院ノ制可ハ更ニ一通ヲ謄寫
シ本書ハ別綴シテ之ヲ寮庫ニ藏
シ寫ヲ以テ之ニ代ヘ申牒録中ニ綴
着スヘシ

第二十條 文書掛之ヲ施行セハ直ニ之ヲ

淨書シ府縣申牒録中ニ綴着スヘシ

第二十一條 申牒録ハ第四條ノ体ニ從テ之ヲ編成ス

第二十二條 申牒中他日ノ例格トナスヘキ者ハ主任例格ノ二字ヲ捺印スヘシ文書掛別ニシテ鈔録シ部類ニ從テ之ヲ例格類聚ニ綴着シ他日ノ檢閲ニ便ス

第六章 稅地精査

第二十三條 稅地ノ増減ニ關スルモノハ各課必ス之ヲ稅地掛計算掛合議スヘシ

第二十四條 計算掛之ヲ精算シ誤謬アリハ主任ニ合議シテ之ヲ改メシテ誤謬ナケレハ捺印シテ稅地掛ニ回送スヘシ

第二十五條 稅地掛之ヲ請取り更ニ清算ヲ加ヘ其臺帳ニ記載シ月末コトニ稅地増減表ヲ作り歳末ニ至リ

每府縣稅地増減表ヲ作り租稅寮ニ面スヘシ

第二十六條 歳末ノ計表ハ必ス前年比較ヲ示シ之ヲ租稅寮ニ送致スヘシ

第二十七條 歳首コトニ本年新規本免入起返本免入等ノ及別ヲ查閱シ地方官ニ督促シテ之ヲ施行セシム

第七章 定額金取扱

第二十八條 定額金ハ月度掛甲月ノ二十八日ヲ以テ七月分ノ定額金ヲ

受取ルトス受取證書ニハ必ス寮頭ノ檢印ヲ乞ヒ且其金額ト定額金查收帳ノ金額トニ割印ヲ捺シ本省へ面シ右金額受取シ上ハ直ニ之ヲ銀行ニ預ケ預リ帳ニ記載セシメ用度掛ハ預ケ帳ニ記載シ計算掛へ面シ遺算ナケレハ頭助ノ前ニアリテ割印ヲ為シ預ケ帳ヲ銀行へ渡シ預リ帳ヲ用度掛中ニ收メ置クトス

第二十九條 定額金遣拂ハ七月分必ス

丙月五日迄ニ用度掛之ヲ一組精算
 帳ニ冊ヲ製スルヲ要スヲ製シ計算掛ニ合議
 ス計算掛之ヲ敷算シ違算誤
 失ナキ片ハ之ニ檢印シテ主任ニ返
 付ス主任再ヒ之ヲ精査且シ頭助ニ出
 シテ檢印ヲ乞ヒ然ル後精算帳一
 通ニ外一通ハ直改書ニ添ヘ之ヲ寮中ニ藏シ他日
 ノ考證ニ供センカ為メ正本ト割印ヲ為ス
 請取帳一通ヲ添ヘ本省へ出ス
 第三十條 日用ノ物品即筆墨紙並薪
 炭等ノ類每次用度掛ニテ買上

仕出シヲ為シ頭助ノ決判ヲ乞テ之
 ヲ買上ルトス測量器其他臨時
 入用ノ物品等脚買上ノ節ハ主任ニ
 其必要ノ事故ヲ詳ニシ之ヲ用度掛
 ニ商議シ用度掛之ヲ可トスル片ハ
 定額金ノ贏縮緩急ニヨツテ異議アルハ止ムヲ得
 スト雖モ其代價ノ當否ニ就テ抗議スル片ハ各ヲ
 シテ其意見ヲ陳述セシムヘシ
 頭助ノ決判ヲ乞ヒ許可ヲ
 得ル片ハ主任其決議濟ノ書類ヲ
 用度掛ニ附シテ之ヲ買上ルトス故ニ
 頭助ノ捺印ナクモ買上シ物品ハ此ニ

少ナリト雖モ本寮ノ公費ト為スヲ
得サルヘシ

第三十一條 第三十條買上物品ノ代價ハ

其金額並物品ノ目ヲ詳記シ用度

掛ヨリ預ケ金銀渡シ帳ニ記載捺

印シテ之ヲ計算掛ニ付送シ必ス第三十條ノ手

續ヲ經タル最前決議濟ノ面議及賣主ヨリ差
出セル直段書ヲ添ルトトス若シ添ハサレハ計
算掛之ニ捺印
セサルヘシ

計算掛精算ノ上違算

ナキ氏ハ之ニ檢印シ更ニ頭助ニ出シ

檢印ヲ乞ヒ用度掛ヨリ之ヲ銀行

ニ附シテ后銀行ヨリ金ヲ賣主

ニ下渡シ右受取證書ヲ用度掛

ニ收メシメ請取證書ハ必ス綴着シテ一冊
トナシ
丙月五日迄ニ精算帳ニ

添へ本省ニ
出スヘシ用度掛落手ノ證ヲ銀行ノ

簿冊ニ記シ捺印シテ之ヲ付與ス

第八章 參仕

第三十二條 參仕ハ本省ノ定則ニ從ヒ遲緩

稽留アルヘカラス

第三十三條 參仕ノ砌ハ必ス出勤簿ニ捺印

スヘシ

第三十四條 疾病及其他ノ事故ニテ參仕
セサル片ハ其由ヲ文書撰ニ報告ス
ヘシ

第三十五條 休日又ハ夜中タリハ皇宮勿
論本省近傍ニ火災アレハ早速
馳參スヘシ

第九章 宿直

第三十六條 宿直ハ判任官二人ツ、順次
ヲ以テ之ヲ勤ムルトス

第三十七條 宿直ノモノハ度々寮中ヲ巡

視シ火災盜難ヲ豫防スルトニ
注意スヘシ

第三十八條 若シ近傍火災アレハ書類運
輒ニ注意シ夜中ナレハ速ニ提灯
ヲ門傍ニ掲ケ出入ヲ嚴査シ無
鑑札ノ者ハ之ヲ入レサルヘシ

第三十九條 若シ夜中公事ノ書柬他方ヨ
リ到來セハ直ニ之ヲ其名當ノ人ニ
送致スヘシ

第十章 願伺

大藏

大藏

九
流
書